

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 資料

提案事項 : 新設NPO法人の仮認定に係る申請期限の延長  
(特定非営利活動促進法)

長崎県

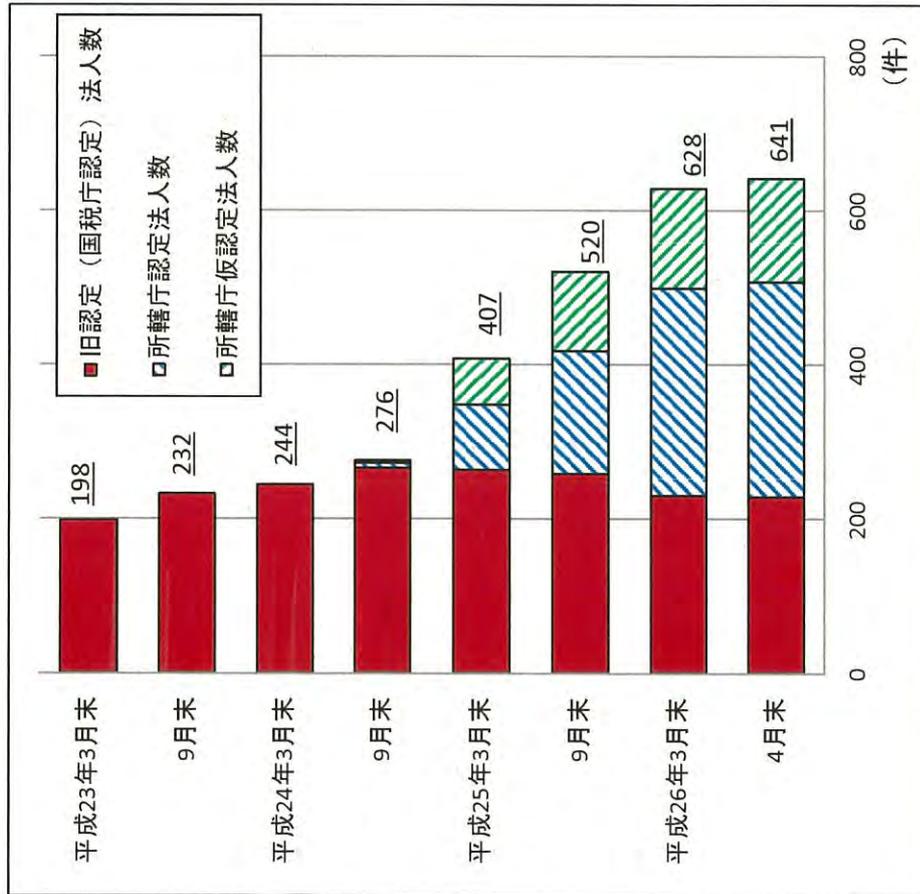
平成26年8月21日

# 特定非営利活動促進法(これまでの経緯)

平成7年	1月17日	阪神・淡路大震災発生
平成8年	12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法)以後、継続審議
平成10年	3月19日	衆議院にて「 <u>特定非営利活動促進法</u> 」(以下、NPO法)が可決成立 (同年12月1日施行)
平成13年	10月1日	認定特定非営利活動法人制度(以下、認定NPO法人制度)の創設 (平成13年度税制改正)
平成14年	12月11日	改正NPO法の成立(翌年5月1日施行) ※特定非営利活動の種類 <sup>の</sup> 追加、暴力団を排除するための措置の強化 等
平成15年	4月1日	認定NPO法人制度の大幅拡充(平成15年度税制改正)
平成16年	12月24日	「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)を閣議決定 ※公益法人制度改革における基本的枠組みを具体化
平成17年	4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の緩和(平成17年度税制改正)
平成18年	4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の大幅緩和(平成18年度税制改正)
平成20年	4月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成20年度税制改正)
平成23年	6月15日	改正NPO法の成立(翌年4月1日施行) ※NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、制度の使いやすさと信頼性の向上のための見直し、認定制度の見直し(仮認定制度の導入等)等
平成23年	6月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成23年度税制改正)
平成24年	4月1日	改正NPO法の施行

# 特定非営利活動法人数の推移

● 認定数は改正特定非営利活動促進法施行後急速に増加。今後も着実な増加が期待される。今後総認定件数641件。うち、所轄庁認定413件（認定279件、仮認定134件（平成26年4月30日現在））。



※ 特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。  
 ※ 認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は便宜上所轄庁認定としてカウントし、総認定件数において1法人と数えている(13法人)。  
 ※ 上記グラフにおける認定法人数のうち、所轄庁認定数及び所轄庁仮認定数は、各月末の法人数を示す。旧認定(国税庁認定)法人数は、翌月初の法人数を示す。

年度	認定法人数	うち認定法人数
平成10年度	23	-
平成11年度	1,724	-
平成12年度	3,800	-
平成13年度	6,596	3
平成14年度	10,664	12
平成15年度	16,160	22
平成16年度	21,280	30
平成17年度	26,394	40
平成18年度	31,115	58

年度	認定法人数	うち認定法人数
平成19年度	34,369	80
平成20年度	37,192	93
平成21年度	39,732	127
平成22年度	42,385	198
平成23年度	45,139	244
平成24年度	47,541	407
平成25年度	48,985	628
平成26年度4月末現在	49,042	641
認定法人数	507	134
仮認定法人数		内訳
		59
		129
		134

※ 上記表における認定法人数及び認定法人数は、各年度末の法人数を示す。  
 ※ 上記表における平成24～26年度の認定法人数には、仮認定法人数を含む。